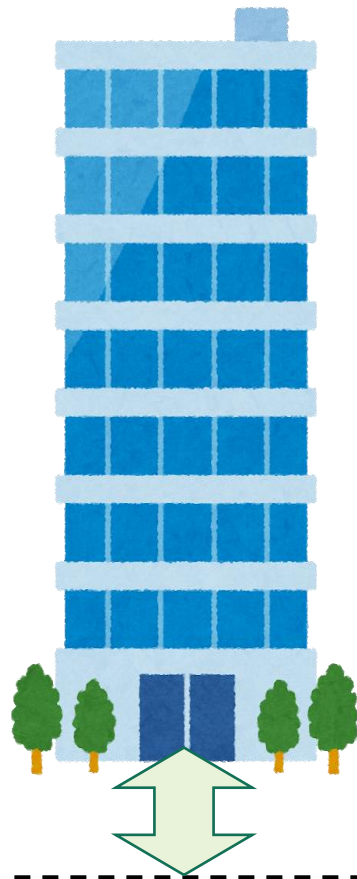


防災拠点施設として本庁舎に 必要な機能等

本庁舎で行う非常時優先業務について

【共通事項】

災害対策本部の組織・運営、参集・被災状況の把握、避難所支援



非常時優先業務	
災害応急業務	継続する通常業務
<p>13F 公共土木等施設の応急対応</p> <p>12F 物資要請・受入、避難所総合調整 農林水産業応急対応</p> <p>11F 避難者輸送計画、応急危険度判定等</p> <p>10F 被災者生活支援、医療・衛生等総合調整</p> <p>9F 市有建築物調査・応急対応</p> <p>8F 物資輸送計画・実施・管理</p> <p>7F 災害廃棄物処理、生活環境維持</p> <p>6F 災害対応人員総括、応援派遣要請</p> <p>5F 防災中枢・調整機能 (災害対策本部・指揮室・総合調整室・防災関係機関)</p> <p>4F 関係省庁・各局総合調整</p> <p>3F 災害対策本部運営</p>	<p>庁舎管理・公用車・システム・ネットワーク運営</p> <p>戸籍等審査受理に係る各区調整</p> <p>医療・救護・感染症等対策、公立保育</p> <p>一般廃棄物処理</p>
<p>2F・1F (中央区役所を含む) 家屋被害調査、避難所運営、被災支援拠点</p>	<p>各庁舎管理等 戸籍受理審査</p>
<p>本庁舎で行う業務</p>	<p>応急給水、漏水防止対策、処理施設等維持管理</p> <p>学校運営</p> <p>電車運行等管理</p>

【各対策部等】

- 各区役所 避難所運営拠点、被災支援拠点 (り災証明発行等)
- 消防局・市民病院等 消防拠点、医療・救護拠点
- 上下水道局 公共インフラ (上下水道施設) 応急対応等
- 交通局 教育委員会
- その他 (物資供給、受援、保健衛生、廃棄物処理等 各種拠点)

本庁舎における非常時優先業務の遂行に必要な機能

【職員・来庁者の安全確保に必要】

[法令によるもの]

- 避難階段(2方向避難)が使用可能
- 防火設備、排煙設備、放送設備等が作動
- 消火設備の作動
- 非常用エレベーターの作動
- アスベストが飛散しないこと

[上記以外のもの]

- 構造体の補修をすることなく建築物を使用可能(I類)
- 壁、天井などの非構造部材が損傷・移動・脱落がないこと(A類)
- 設備機器及び配管類の移動・転倒・破損がないこと(甲類)

【業務遂行に必要】

- PC・コピー機等の使用
- 通信回線(電話・インターネットなど)の確保
- 照明の点灯
- 水道・トイレの使用